

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)

事業年度 . . . 法人名

別表四(簡易様式) 令二・四・一以後終了事業年度分

御注意

1 沖繩の認定法人の特例、国家戦略特別区域における指定法人の特例、組合事業等に係る損失がある場合の特例、関係等に係る支戻金等については別表十七(一)の五「27」若しくは「30」 超過利子額の損金算入額(別表十七(二)の三)「10」) 仮計(22)から(24)までの計) 寄附金の損金不算入額(別表十四(二)「24」又は「40」) 法人税額から控除される所得税額(別表六(一)「6」の③) 税額控除の対象となる外国法人税の額(別表六(二)「7」) 分岐調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得額等相当額(別表六(五)の②「15」の②+別表十七(三)の十二「11」) 合計(25)+(27)+(29)+(30)+(31) 契約者配当の益金算入額(別表九(一)「13」) 中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額 非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 差引計(34)+(35)+(37)+(38) 欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「4」の計+別表七(二)「19」若しくは「21」又は別表七(三)「10」) 総計(39)+(40) 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(別表十一(三)「43」) 残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額

2 「48」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになりますから留意してください。

区分	総額	処 分	
		留 保	社 外 流 出
	①	②	③
当期利益又は当期欠損の額	円	円	円
加			
損金経理をした法人税及び地方 法人税(附帯税を除く。)	2		
損金経理をした道府県民税及 び市町村民税	3		
損金経理をした納税充当金	4		
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、 加算金、延滞金(延滞分を除く。)及び隔年税	5		その他
減価償却の償却超過額	6		
役員給与の損金不算入額	7		その他
交際費等の損金不算入額	8		その他
9			
10			
小 計	11		
減			
減価償却超過額の当期認容額	12		
納税充当金から支出した事業 税等の金額	13		
受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「13」又は「26」)	14		※
外国子会社から受ける剰余金の配当 等の益金不算入額(別表八(二)「26」)	15		※
受贈益の益金不算入額	16		※
適格現物分配に係る益金不算入額	17		※
法人税等の中間納付額及び 過剰納に係る還付金額	18		
所得税額等及び欠損金の繰 戻しによる還付金額等	19		※
経営セーフティ共済	20	× × ×	× × ×
小 計	21		外 ※
仮 計 (1)+(11)-(21)	22		外 ※
<small>関係等に係る支戻金等については別表十七(一)の五「27」若しくは「30」</small> 超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)の三)「10」)	24	△	※ △
仮 計 (22)から(24)までの計)	25		外 ※
寄附金の損金不算入額 (別表十四(二)「24」又は「40」)	27		その他
法人税額から控除される所得税額 (別表六(一)「6」の③)	29		その他
税額控除の対象となる外国法人税の額 (別表六(二)「7」)	30		その他
<small>分岐調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得額等相当額(別表六(五)の②「15」の②+別表十七(三)の十二「11」)</small> 合計 (25)+(27)+(29)+(30)+(31)	34		外 ※
契約者配当の益金算入額 (別表九(一)「13」)	35		
中間申告における繰戻しによる還付に係る 災害損失欠損金額の益金算入額	37		※
非適格合併又は残余財産の全部分配等による 移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38		※
差 引 計 (34)+(35)+(37)+(38)	39		外 ※
欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4」の計+別表七(二)「19」若しくは「21」又は別表七(三)「10」)	40	△	※ △
総 計 (39)+(40)	41		外 ※
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱 費の特別控除額(別表十一(三)「43」)	42	△	※ △
残余財産の確定の日の属する事業 年度に係る事業税の損金算入額	47	△	
所得金額又は欠損金額	48		外 ※

